

# 2023(令和5)年度 社会福祉法人はばたき 事業計画

## I 基本の考え方

我が国では、近年の高齢化、少子化の進行とともに人口減少社会へと進んでいることを背景に、社会福祉はもちろんすべての分野で課題解決に向けての取り組みが進められており、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしている。

また、この数年を見ても、新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとした「新しい生活様式」の浸透や、雇用・労働における「働き方改革」、食品やエネルギー価格の上昇などは、私たちの生活に大きな変化をもたらすものと考えられる。

「身体障害者福祉」の分野では、利用者の高齢化・重度化、要医療ケア化に対する対応がますます必要となってきている。また個々の生活ニーズ、福祉や支援へのニーズの多様化も進んできており、こうした課題への重度身体障がい者の生活施設としての役割と取組みが求められている。

こうした中で「八王子自立ホーム」は平成29年4月の民間移譲から6年を経過する。令和5年4月には都からの建物設備無償譲与が予定され、今後の建物設備の維持管理を含む保全計画を進めていくことになる。

あわせて、譲与を受けた建物所在地への法人事務所住所地の変更を行う。

また、社会福祉法人はばたきとしての、「第2期中期計画(2023年度～2025年度)」の策定を進めていく。

### 「はばたきの郷 八王子自立ホーム」の運営

八王子自立ホームは、設立時より「依存から独立へ」の理念をかけ、障がい者が地域のなかで独立した生活を営むことを目指してきた。

その理念は、「人間の生きる権利と自由は、それ自体として尊ばれ守られるべきであり、決して能力の程度によって割引きされてはならない。重度の肢体不自由者は、たとえ社会的生産活動への参加が不可能であるとしても人間として生きる営みを自分で判断し、決定し、責任を負い、自らの人間形成を行って様々な面で社会参加することは可能である。これが重度の肢体不自由者にとっての『自立』である。」としてきた。

今後も、このことを「障害者支援施設」の運営の基本に据え、2023(令和5)年度の取り組みの中でも、「重度の肢体不自由者の生活の場としての自立ホーム」と「共生社会の実現に向けた地域社会の資源、かつ地域の一員としての自立ホーム」を掲げ、実践していく。

### 「新型コロナウイルス感染症対策」について

新型コロナウイルス感染症については、数年にわたり、世界的なまん延が続いてきたが、令和5年5月以降は、国内で第5類感染症相当への移行が予定されている。新しい生活様式の浸透とともに、施設での生活や活動もより活性化してい

くことができる事を期待する。

当面は政府や東京都の動向を注視しながらとなるが、社会福祉法人として利用者、職員の命を守るため、感染予防を徹底し、サービス提供を維持していくことに努める。

### 「社会福祉の人材育成への取り組み」

「はばたきの郷 八王子自立ホーム」において重度の肢体不自由をはじめとする様々な障がいをもつ利用者の生活を支え、その運営を担う人材を育成することと共に、地域との交流、学生や実習生の体験や見学の受入れ等を行いながら、地域社会の福祉人材を育む啓発活動を行う。

## II 事業計画

- 1 社会福祉法人はばたきとして、「第2期中期計画（2023年度～2025年度）」を策定する。
- 2 「建物設備無償譲与」（令和5年4月1日）、「土地無償貸付」（令和5年4月1日より30年間）の開始に伴い、今後の建物維持管理を進める。
- 3 法人事務所所在地の変更（定款変更）  
法人本部の所在地については、「はばたきの郷 八王子自立ホーム」へ変更する。
- 4 社会福祉法人はばたき 理事、監事の任期満了（令和5年6月定時評議員会終結の時）及び新役員の選任、理事長の登記
- 5 はばたきの郷 八王子自立ホーム（「障害者支援施設」）の管理運営
  - (1) 組織体制  
業務執行体制および利用者支援体制の強化のため、職員組織体制を整え、管理運営面で最大限の努力を傾ける。  
令和5年4月1日付で全職員への辞令交付を行う。
  - (2) 運営方針
    - ① 「障害者支援施設」として、施設入所支援、生活介護、短期入所の各事業で、年間を通して安定して利用者を受け入れ、重度の肢体不自由をはじめ、障がい者の生活の場として、利用者の状況に応じた的確な支援を行う。
    - ② 施設の運営経費については、介護給付費やサービス推進費・各種加算の確保の手続きを確実に行い経営の安定化を図り、かつ利用者支援の充実、職員の待遇改善、建物設備の維持管理等の課題に取り組んでいく。
    - ③ 法人および施設の会計については、「福祉会計サービス」による指導を受けながら適切に執行する。
    - ④ 障がい者の支援においては、利用者の人権の保障と権利擁護を図ると共に、豊かな生活を保障し、利用者の自らの意思決定への支援と最善の利益を確保するための取り組みを推進する。
    - ⑤ 施設運営およびサービス提供の要となる人材の確保と育成・定着・キャリア

アップについての取り組みを引き続き行う。

- ⑥ 「自立ホーム」は社会福祉施設の機能を発揮すると共に、地域社会の資源としての役割を担い、地域社会との交流を推進する。
- ⑦ 雇用・労働に係る法令順守と「働きやすい職場づくり」を目指し、業務の進め方や働き方を見直していくことに取り組む。

### III 法人本部の運営

- 1 法人本部の執行体制の確立と強化に努める。  
法人本部および自立ホームの組織体制の強化を図る。
- 2 事務局会議を月1回および随時開催し、業務の円滑な遂行に努める。
- 3 法人運営に係る諸会議については、次のように開催する。

会議名	開催月
理事会	6月・11月・3月
評議員会	6月(定時評議員会)・11月・3月
法人内監査	5月 10月

### IV 資金計画

資金については、施設からの繰入金及び運用収入をもって充てる。  
また、各種補助金等を活用し、各業務を促進する資金とする。

### V 新型コロナウイルス感染症 予防対策

新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、社会福祉法人はばたきとして次の視点に立ち各種取組みを実施する。

- 1 政府や東京都、八王子市等の行政機関、関係機関から通達される新型コロナ対策関連のガイドライン等を遵守する。  
令和5年5月には新型コロナ感染症は5類相当感染症へ移行することが示されているが、利用者と職員の健康に大きな影響がないよう対応を行う。
- 2 法人および事業所が定めた新型コロナウイルス感染症対策マニュアルに基づき、感染症対策会議（自立ホーム主任会議）により対応を判断し実践していく。  
基本的な視点として、① 利用者および職員の安全・安心の確保、② 事業、サービス提供の継続、③ 各対策の妥当性(実施の根拠や効果など)の検証を行う。
- 3 具体的な取組みとして、これまでに実施してきた感染予防対策を継続しながら、社会情勢や政府、東京都の方針等を注視しながらと現状に即した対策を行う。